

岐阜県公報

第千九百四十二号
平成二十年四月三十日
(水曜日)

目次

告 示

有害興行の指定
保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始
道路の区域変更

(男女参画青少年課) 三二五
(治山課) 三二六
(道路維持課) 三二七
(同) 三二七

公 示

落札者等に関する公示
基本測量の実施

(広報課) 三二八
(用地課) 三二八

告 示

岐阜県告示第百三十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名等
映 画	桃尻パラダイス いんらん夢昇天		オーピー映画
	JOUNEN 定の愛		東映ビデオ
	悶々不倫 教え子は四十路妻		オーピー映画
	痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家		新日本映像
	新日本映像ニユース 痴漢蚊帳の内 茄子と四十路後家		新日本映像
	OL家庭教師 いじり突く		オーピー映画
	妖女伝説セイレーンX ~魔性の誘惑~		新東宝映画
	親友の妻 密会の黒下着		オーピー映画

2 指定年月日

平成20年4月28日

3 指定理由
 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字牧々平七〇四三の二、七〇四三の二、七〇六三、七〇六四、七〇六五の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字伊勢戸雑一三三三の三、一二五四の三、一二五九の一、一二五九の二、一二六〇の一、一二六〇の二、一二六一の一、一二六一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字明所平二〇五〇の三から二〇五〇の五まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、二〇五二の一、二〇五三の一、二〇五四の一、字岩野平二〇六〇の四から二〇六〇の六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備
指定施業要件

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町鮎立字下向山三七八五から三七九〇まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	可土岐線	可児市今渡字後路田二九一番 二地先から 同 市 同 字 同 一五二番 一地先まで	二五〇〇	平成二〇年 年 月 日	平成二〇年 年 月 日

岐阜県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メート ル	延長 メート ル	備考
県道	瑞浪線 上矢作線	恵那市山岡町下手向字大沼四三九番一地从先から同市同町同字同四一〇番地先まで	前 後	六〇〇 一〇〇 二〇〇 三〇〇 六〇〇	八〇〇	

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 県政テレビ・ラジオ広報番組の制作・放送委託業務 一 式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成20年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地 株式会社岐阜放送 代表取締役社長 寺島 健
- 6 契約金額 86,847,915円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (一) 契約の名称 岐阜県広報
- (二) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 国土交通省国土地理院
- 二 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 三 作業期間 平成二十年五月十二日から 同二十一年二月二十八日まで
- 四 作業地域 下四市

平成二十年四月三十日印刷
平成二十年四月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目1番1号
発行所 岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）